

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課）	82
○北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……………（生物多様性保全課）	82
○北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則（低炭素社会推進室）	82

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（総務部総務課）	83
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（広報広聴課）	84
○特定調達契約に係る入札の公告……………（広報広聴課）	85
○危険薬物の指定……………（医務薬務課）	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	86
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	87
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	88
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	90

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	90
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	90
○特定調達契約に係る入札の公告……………	91
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	92
○特定調達契約に係る入札の公告……………	93
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	94

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	95
---------------------------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	95
--------------------------------------	----

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第7号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「の減免」を削り、「課税免除」を「減免」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第78号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成28年度分までの自動車税の課税免除に係るこの規則による改正前の住民基本台帳法施行条例施行規則第5条第2項第4号に規定する事務の遂行のための住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の利用については、なお従前の例による。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号ヌ中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第9号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「第21条第2号」を「第15条第2号」に改め、同条第2号中「第21条第4号」を「第15条第4号」に改め、同条第3号中「第21条第10号」を「第15条第10号」に改め、同条第4号中「第21条第12号」を「第15条第12号」に改める。 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。	(ウ) うち業務用電力（時間帯別）60,300 kWh a うち昼間31,900 kWh b うち夜間28,400 kWh 2 落札を決定した日 平成28年12月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 (2) 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 4 落札金額 (1) 1の(1)のA A 基本料金1,512.00円 イ 電力量料金（一般）16.20円 (2) 1の(1)のイ A 基本料金1,836.00円 イ 電力量料金（平日）15.12円 ウ 電力量料金（休日）14.04円 (3) 1の(1)のウ A 基本料金1,080.00円 イ 電力量料金（昼間）18.36円 ウ 電力量料金（夜間）14.04円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年11月11日付け北海道告示第654号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
告 示	
北海道告示第129号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 物品等の名称 指定庁舎等で使用する電力（業務用電力） A 業務用電力（一般） (ア) 基本料金 契約電力1kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（一般） 使用電力量1kWh当たりの単価 イ 業務用電力（平日休日別） (ア) 基本料金 契約電力1kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（平日） 使用電力量1kWh当たりの単価（平日） (ウ) 電力量料金（休日） 使用電力量1kWh当たりの単価（休日） ウ 業務用電力（時間帯別） (ア) 基本料金 契約電力1kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（昼間） 使用電力量1kWh当たりの単価（昼間） (ウ) 電力量料金（夜間） 使用電力量1kWh当たりの単価（夜間） (2) 調達予定数量 A 年間予定契約電力1,317 kW (ア) うち業務用電力（一般）568 kW (イ) うち業務用電力（平日休日別）707 kW (ウ) うち業務用電力（時間帯別）42 kW イ 年間予定電力使用量4,847,000 kWh (ア) うち業務用電力（一般）2,052,700 kWh (イ) うち業務用電力（平日休日別）2,734,000 kWh a うち平日 1,920,900 kWh b うち休日 813,100 kWh	北海道告示第130号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 物品等の名称 指定庁舎等で使用する電力（高圧電力） A 高圧電力（一般）

(ア) 基本料金 契約電力 1 kW当たりの単価 (イ) 電力量料金 使用電力量 1 kWh当たりの単価 イ 高圧電力Ⅰ型（一般） (ア) 基本料金 契約電力 1 kW当たりの単価 (イ) 電力量料金 使用電力量 1 kWh当たりの単価 ウ 高圧電力Ⅰ型（時間帯別） (ア) 基本料金 契約電力 1 kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（昼間） 使用電力量 1 kWh当たりの単価（昼間） (ウ) 電力量料金（夜間） 使用電力量 1 kWh当たりの単価（夜間） エ 高圧電力Ⅲ型（時間帯別） (ア) 基本料金 契約電力 1 kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（昼間） 使用電力量 1 kWh当たりの単価（昼間） (ウ) 電力量料金（夜間） 使用電力量 1 kWh当たりの単価（夜間） (2) 調達予定数量 ア 予定契約電力 563 kW (ア) うち高圧電力（一般） 42 kW (イ) うち高圧電力Ⅰ型（一般） 263 kW (ウ) うち高圧電力Ⅰ型（時間帯別） 20 kW (エ) うち高圧電力Ⅲ型（時間帯別） 238 kW イ 予定電力使用量（契約期間内の合計） 2,869,400 kWh (ア) うち高圧電力（一般） 236,100 kWh (イ) うち高圧電力Ⅰ型（一般） 740,000 kWh (ウ) うち高圧電力Ⅰ型（時間帯別） 90,300 kWh a うち昼間 41,200 kWh b うち夜間 49,100 kWh (エ) うち高圧電力Ⅲ型（時間帯別） 1,803,000 kWh a うち昼間 908,900 kWh b うち夜間 894,100 kWh

2 落札を決定した日

平成28年12月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名

北海道瓦斯株式会社

(2) 住 所

札幌市中央区大通西7丁目3番地1

4 落札金額

(1) 1の(1)のア

- (2) 資 格 平成29年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格
(以下「資格」という。)
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 平成29年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務
- 2 資 格 要 件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
道の指示により広報紙の制作及び配布に係る協議等のため、来庁が可能であること（広報紙制作ごとに複数回来庁を要する。）。)
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年2月24日（金）から同年3月9日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5110

北海道告示第132号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成29年2月24日

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
平成29年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成30年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成29年北海道告示第131号に規定する平成29年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。
- 3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (1) 提 出 期 限 平成29年3月9日（木）午後5時まで（送付による場合は、必着）
- (2) 提 出 場 所
ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 提 出 方 法 資格審査の申請と同時に提出可
- 4 契約条項を示す場所
北海道総合政策部知事室広報広聴課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）
- (2) 入 札 日 時 平成29年4月7日（金）午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報聴課のホームページ
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>)において
ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する
総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出
と、あらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画
提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規
定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をし
た者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその
入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格
及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準 落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成29年3月6日（月）午前10時
イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎2階 総合政
策部共用会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総合政策部知事室広報聴課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5110

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of
public relations literature “Hokkaido” 1 (one) set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 7, 2017

C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department
of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome,
Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5110

北海道告示第133号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1
項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成29年2月25日から施行する。

平成29年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 2-（2-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン及びその塩類
- 2 N-（1-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチ
ル〕-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- 3 N-（2-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチ
ル〕-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

北海道告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

平成29年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 河西郡更別村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 河西郡更別村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 東光の沢川（Ⅱ－07－0950）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 夕張郡由仁町東光（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 星場の沢（Ⅱ－07－0960）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 夕張郡由仁町伏見（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 発電所の沢川（Ⅰ－07－0970）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 夕張郡由仁町馬追（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 本陣（Ⅰ－23－88）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
 古平郡古平町大字港町、大字浜町（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 地すべり
 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 栄町（Ⅰ－27－92）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 古平郡古平町大字浜町、大字沢江町（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 地すべり
 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 権太川（Ⅰ－14－0370）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 岩内郡岩内町字野束（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 メトチ川（Ⅰ－14－0380）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 岩内郡岩内町字野束（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 美幌報徳5（Ⅲ－7－24－660）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 ポント沢川（Ⅱ－71－0890）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 網走郡美幌町美禽（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供す

る。)

北海道告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年 2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
於兎牛沢川（Ⅱ－07－0940）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡由仁町川端（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
由仁山形（Ⅱ－0－436－436）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡由仁町山形（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
由仁馬追（Ⅱ－0－437－437）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡由仁町馬追（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内宮園1（Ⅰ－1－408－945）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

岩内郡岩内町字宮園（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内東山1（Ⅰ－1－411－948）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字東山、字大浜（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内東山2（Ⅰ－1－412－949）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字東山、字大浜（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内宮園2（Ⅱ－1－176－729）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字宮園（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
知内湯ノ里（Ⅰ－2－216－1254）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡知内町字湯ノ里（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知内温泉の沢川（Ⅰ－22－0610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡知内町字湯ノ里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌美禽 1（Ⅱ－7－60－1907） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町美禽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌報徳 1（Ⅱ－7－62－1909） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌報徳 2（Ⅱ－7－63－1910） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	美幌報徳 3（Ⅱ－7－64－1911） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌田中（Ⅱ－7－67－1914） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町田中、都橋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌報徳 4（Ⅲ－7－23－659） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌報徳 6（Ⅲ－7－25－661） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美幌報徳 7（Ⅲ－7－26－662） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡美幌町報徳（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第137号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成29年2月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 遠軽町 2 都市計画事業の種類及び名称 遠軽都市計画道路事業（3・6・9号 岩見通及び3・4・5号鴻之舞通） 3 事業施行期間 平成25年5月21日から平成30年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 変更なし	500カウントまでの複写料金（1カウント当たり） 3.0円 501カウント以上の複写料金（1カウント当たり） 3.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年1月20日付け北海道上川総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
総合振興局告示及び振興局告示 北海道上川総合振興局告示第48号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月24日 北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価）及び数量 (1) 広幅複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びトナーを除く。）の供給を含む。） 一式 (2) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たり900カウント） 2 落札を決定した日 平成29年2月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 旭陽電機株式会社 (2) 住 所 旭川市1条通15丁目右1号 4 落札金額 基本料金（1月当たり） 15,300円	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第7号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年2月24日 北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成29年2月24日に一般競争入札の公告を行う北海道南幌養護学校スクールバス（恵庭コース、恵庭・北広島コース、江別コース）賃貸借契約 (2) 資 格 北海道南幌養護学校スクールバス（恵庭コース、恵庭・北広島コース、江別コース）賃貸借契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該

事業を引き続き2年以上営んでいること。

(2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。

(3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(4) 添乗員を別紙「コース内訳書」に示す人数以上配置できること（江別コースを除く。）。

（別紙「コース内訳書」は省略し、6の場所に備え置いて縦覧に供する。）

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年2月24日（金）から同年3月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月24日

北海道教育庁空知教育局長 小山茂樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭コース）

（ア）恵庭（通常・行事）コース （1日2便） 205日

（イ）恵庭（特行事）コース （1日3便） 1日

イ 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭・北広島コース）

（ア）恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便） 112日

（イ）恵庭・北広島（水）コース （1日3便） 40日

（ウ）恵庭・北広島（木・行事）コース （1日2便） 53日

（エ）恵庭・北広島（特行事）コース （1日3便） 1日

ウ 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別コース）

（ア）江別（月・金）コース （1日3便） 71日

（イ）江別（火・特行事）コース （1日3便） 42日

（ウ）江別（水・木・行事）コース （1日2便） 93日

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁空知教育局告示第7号に規定する北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借契約に関する入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成29年3月23日（木）午前10時（送付による場合は、同月22日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a School Bus Charter (Eniwa course)
Eniwa (Normal/event timetable) course (twice/day) 205 services, Eniwa (special event timetable) course (three times/day) 1 service
b School Bus Charter (Eniwa・Kitahiroshima course)
Eniwa・Kitahiroshima (Monday/Tuesday/Friday) course (three times/day) 112 services, Eniwa・Kitahiroshima (Wednesday) course (three times/day) 40 services, Eniwa・Kitahiroshima (Thursday/event timetable) course (twice/day) 53 services, Eniwa・Kitahiroshima (special event timetable) course (three times/day) 1 service
c School Bus Charter (Ebetsu course)

Ebetsu (Monday/Friday) course (three times/day) 71 services, Ebetsu (Tuesday/special event timetable) course (three times/day) 42 services, Ebetsu (Wednesday/Thursday/event timetable) course (twice/day) 93 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 23, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 22, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月24日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年2月24日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃貸借契約

ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約

イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約

ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約

エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約

オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約

カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

(2) 資 格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 平成27年度又は平成28年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年2月24日（金）から同年3月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月24日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス貸借契約
- イ 北海道真駒内養護学校スクールバス貸借契約
- ウ 北海道拓北養護学校スクールバス貸借契約
- エ 北海道星置養護学校スクールバス貸借契約
- オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス貸借契約
- カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス貸借契約

調達予定数量については、別紙「学校別コース一覧」のとおりとする。

（別紙「学校別コース一覧」は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁石狩教育局告示第10号に規定するスクールバス貸借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成29年3月8日（水）午前10時（送付による場合は、同月7日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a The school bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School
- b The school bus rental contract of the Hokkaido Makomanai Special Needs School
- c The school bus rental contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School
- d The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki Special Needs School
- e The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki School Hoshimi High School Special Needs School
- f The School bus rental contract of the Hokkaido Hushimi Special Needs School

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 8, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 7, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年2月24日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) パーソナルコンピュータ等の購入契約（胆振西部地域） 249台 一式
- (2) パーソナルコンピュータ等の購入契約（胆振東部地域） 239台 一式

2 落札を決定した日

平成29年1月31日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社つうけんアクティブ
イ 住 所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号
- (2)ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 27,698,760円
- (2) 26,199,180円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月6日付け北海道教育庁胆振教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁渡島教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年2月24日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

渡島管内道立学校で使用する電力

- (1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） 21校 合計1,429キロワット
- (2) 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価） 21校 合計3,501,159キロワット時

2 落札を決定した日

平成29年2月8日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道電力株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地 4 落札金額 (1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） 589.46円 (2) 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価） 18.12円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年12月20日付北海道教育庁渡島教育局告示第63号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	木古内警察署の部涌元の項の改正規定は、同年3月7日から施行する。 平成29年2月24日 北海道警察本部長 北 村 博 文 別表函館方面木古内警察署の部知内の項中「同 知内町 字元町250番 5号」を「同 知内町 字元町250番 地5」に改 め、同部涌元の項中「同 字涌元152番 地1」を「同 字涌元172番 地1」に改め、同表釧路方面新得警 察署の部瓜幕の項中「同 瓜町東1丁目 1番地」を「同 瓜幕西2丁目 5番地」に、「及び字上幌内」を「並 びに字上幌内」に改める。
道 人 事 委 員 会 規 則	
北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年2月24日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1338 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。 第13条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。 条例第30条第1項に規定する人事委員会規則で定める場合は、職員が従事した業務の内容を考慮して人事委員会が認める場合とする。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成28年12月16日から適用する。	
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第116号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成29年2月24日から施行する。ただし、別表函館方面	